

計画期間
令和4年度～令和12年度

羽幌町酪農生産近代化計画書

令和4年3月

北海道羽幌町

目 次

- I 酪農の近代化に関する方針
 - 1 酪農の位置づけと展開方向
 - 2 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成
 - 3 畜産物に係る安全・安心の確保及び食育の推進
 - 4 適切な家畜排せつ物の利用促進
 - 5 多様な経営体の育成、担い手の育成確保
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
- IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
 - 1 飼料の自給率の向上
 - 2 具体的措置
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
- VII その他酪農の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

I 酪農の近代化に関する方針

1 酪農の位置づけと展開方向

本町の酪農は、恵まれた土地資源を活用しながら、飼料基盤の整備や営農整備の近代化などにより経営の規模拡大を進め、本町農業において稲作に次ぐ基幹作物として発展してきました。

しかし、経営の規模拡大に伴い、労働力不足や過重労働の問題が顕在化するとともに、高齢化や農家戸数の減少により、地域社会の維持・活性化が極めて重要な課題となっています。

また、近年の環境意識の高まりの中、環境保全や有機質資源としての有効活用を図る観点から、家畜排せつ物の利活用を促進することが急務となっており、自給飼料を増産し、自給飼料に立脚した経営体の育成を図り、資源循環型の持続的な酪農を進めることが必要となっています。

さらに、消費者の畜産物の安全・安心に対する関心も高まっており、リスク管理の徹底、消費者への情報提供等により、安心・安全な畜産物を生産供給することが求められています。

このため、自給飼料基盤を十分に活用した牛乳生産を基本とし、安心・安全の確保、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、飼養管理技術の向上・高度化等によるコスト低減、担い手の育成確保等を展開することにより、「土・牛・草」が調和し、「人・牛・環境」にやさしい畜産経営の確立を目指します。

2 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

生産コスト低減等による経営の安定、家畜排せつ物の適切な処理利用と併せ、飼料作物生産の増加のための取り組みを強化し、土地基盤に立脚した経営体を育成します。

(1) 良質粗飼料の効果的生産の推進

優良草種・品種の導入、草地の適期更新等を通じた栽培管理技術の高位平準化の推進による単収の向上を図るとともに作業規模の拡大、飼料生産調製用機械利用の共同化等による労働時間の縮減に努め、良質かつ低コストな自給飼料生産の促進を図ります。

(2) 耕畜連携の強化

地域における耕種部門との連携により、粗飼料の流通の促進を図ります。

(3) 放牧の促進

低・未利用地を活用し、地域の土地条件に応じた放牧技術の経営内への導入・定着の推進を図ります。

3 畜産物に係る安全・安心の確保及び食育の推進

(1) 飼養衛生管理基準に基づく適切な飼養管理の遵守

農場での疫病予防を図るため、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、HACCPの考えに基づく衛生管理手法の導入を推進します。

(2) 農薬、動物用医薬品等の適正使用の推進

ポジティブリスト制度等に対応するため、生産段階における生産資材等の適正使用を徹底するとともに、生産履歴の記帳及び記録の保管、モニタリングの実施など、安全な畜産物の提供を推進します。

(3) 家畜の生理に即した飼養管理の推進

アニマルウェルフェアの考え方を参考に放牧の導入など、家畜の生理に即したストレスの少ない飼養管理を推進します。

(4) 子供たちが好ましい食生活を身につけられるよう、教育機関と連携するなどして、農業体験学習の活用等による食育を推進します。

4 適切な家畜排せつ物の利用促進

(1) 適切な家畜排せつ物の利用

環境保全に対する国民の関心が高まる中、農業の健全な発展、地力の増進並びに地域社会や自然環境と調和した酪農の促進を図るためには、環境保全に係る諸制度に的確に対応するとともに「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適切な管理の確保堆肥化及びその農地、草地等への還元を基本とした有効利用を図ることが必要です。

このため、関係者が一体となって家畜排せつ物処理、利用施設の計画的整備、地域における畜産と耕種の連携体制の整備による堆肥の広域利用の促進、エネルギー利用を含めた低コストで効率的な家畜排せつ物の処理、利用の推進を図ります。

5 多様な経営体の育成、担い手の育成確保

(1) 家族経営体の育成

家族経営を基本に複数戸の協業化など、地域の条件や経営実態に応じた多様な経営の展開を推進し、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立を図ります。

個々の酪農家の経営展開に当たっては、自給飼料の活用・家畜排せつ物の適切な処理と利用のために必要な飼料基盤の確保を基本に省力的飼養管理方式の導入による労働時間の短縮、生産経営管理技術の高度化による乳量、乳質の向上等を図り、ゆとりある生産性の高い経営の実現に努めます。このため、牛群改良・個体管理の徹底等生産・経営管理技術の高度化を図りながら、過剰投資とならないよう配慮し、技術水準等を考慮しつつ、搾乳ロボット、TMR（混合飼料）給与方式や、スマート農業技術など、省力化のための飼養管理方式の導入を推進し、労働軽減等を図ります。

また、休日の確保のために広域酪農ヘルパーの利用とともに、労働負担を軽減する広域コントラクターの設置を推進します。

(2) 多様な担い手の育成・確保の推進

後継者への円滑な継承を基本に貴重な資源である離農跡地や後継者不在農家の農地施設について生乳生産量の確保や地域振興の観点から、その円滑な継承を図ることが重要です。

このため、農場リース制度を活用した離農跡地の活用と併せ、新規就農希望者に対する研修の充実を図るなど、多様な経営継承の取り組みの推進により経営の円滑な継承を推進します。

(3) 女性の役割と経営参画の促進

重要な担い手である女性の活動を活発化し、経営内及び地域社会において適切な配慮に努めるとともに、男女が共同で経営及びこれに関連する活動に参画する機会を推進します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量 kg	生乳生産量 t	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量 kg	生乳生産量 t
羽幌町	町内一円	頭 329	頭 201	頭 180	kg 7,996	t 1,440	頭 320	頭 195	頭 170	kg 8,500	t 1,400
合計		329	201	180	7,996	1,440	320	195	170	8,500	1,400

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

Ⅲ 酪農経営の改善の目標

1 酪農経営方式
単一経営

目指す経営の姿		経営概要						生産性指標														備考	
		飼養形態						牛		飼料						人							
		経営形態	経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト		労働		経営		
生乳1kg当たり費用合計(現状平均規模との比較)	経産牛1頭当たり飼養労働時間																総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得		
スタンション 60頭	現在	家族	60	S T	ヘルパー 公共牧場	分離 給与	(ha) 舎飼	kg 6,400	産次 3.5	kg チモシー 混播 3,000	ha 75.0	利用		% 65	% 62	割 7	円(%) 85	hr 45	hr 2,700	万円 7,657	万円 6,603	万円 1,054	万円 350
	目標	家族	80	S T	ヘルパー 公共牧場	分離 給与	舎飼	8,500	4.5	チモシー 混播 4,000	85.0	利用		80	75	10	83 (97.6%)	37	2,240	7,800	6,550	1,250	410

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛（乳肉複合経営を含む）

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
羽幌	現在	戸 111	戸 5	% 4.5	頭 330	頭 190	頭 66
	目標		()		280	160	70
	現在						
	目標		()				
合計	現在						
	目標		()				

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農の安定的な発展を期するため、酪農施設の近代化・乳牛改良増進の推進・経営技術の高度平準化等により健全な酪農経営を育成します。

- ア 生産量の確保や地域振興の観点から経営感覚に優れた意欲のある担い手の育成・確保による経営の円滑な継承を推進します。
- イ 地域経営実態に応じたフリーストール・ミルクパーラやTMR（混合飼料）給与システムの導入、哺乳搾乳ロボットなど新たな生産システムの導入、哺乳搾乳ロボットなど新たな生産システムの実用化を図り、労働軽減を推進します。
- ウ 定期的な休日の確保、病気や事故があった時に、広域酪農ヘルパー組合の有効利用の促進を図るとともに、今後、委託により飼料の収穫促進を図るとともに、今後、委託により飼料の収穫等を行う広域コントラクターを設立し、これらの地域支援システムの有効活用を図り、ゆとりある酪農経営の実現を推進します。
- エ 乳牛の改良については、泌乳能力の向上に加えて無脂乳固形分率。特に乳蛋白質率の向上に重点をおいて進めるとともに、牛群検定や多排卵及び受精卵移植技術を用いた新たな改良手法を活用して、優良な雌牛牛群の早期増殖・普及及び候補種雄牛作出の効率化を図ります。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	61%	71%
	肉用牛		
飼料作物の作付延べ面積		390.7ha	407.9ha

2 具体的措置

自給資料基盤の充実を図るため農地の集積・団地化を推進し、67haの草地改良の実施を目標とします。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

広域な収入流通、乳業再編の進展に対処するため、重複する集送乳経路の解消、タンクローリーの効率的な運動などにより、合理化を図ります。また、バルククーラーについては、すべての経営で整備済みですが、今後の生乳生産量の拡大に対応したクーラーの大型化を図ることにより、集乳の効率化を進めます。

VII その他酪農の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

高齢化、後継者不足等により当町の酪農家数は減少傾向にあり、現在の乳牛総頭数329頭に対し、目標年では320頭を見込んでいます。後継者による継承、新規就農者を促進し、酪農家数の維持に取り組みます。後継者不在の農家についてはマッチング支援を進め、新規就農希望者への農地施設等、円滑に経営継承できるよう推進していきます。

1戸当たりの乳牛頭数は目標年ではほぼ横ばいを見込んでおり、1頭当たりの年間搾乳量は目標年での増加を予定しています。農業経営に係る労働負担の軽減について、酪農利用ヘルパー利用組合を活用することで酪農家の休日を確保等、経営継続に係る負担を軽減を図ります。また、労働負担の減少を目的とし、酪農家の飼養規模に合った計画的な省力化機械の導入も推進します。